

【諮問第100号】

14川公審第19号
平成14年8月6日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

諮問第100号に係る答申について

平成12年8月2日付け12川健病第455号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件不服申立人の公文書閲覧等請求に対し実施機関川崎市長が行った処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1)平成12年5月12日付けで、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「平成 年 月 日開催の第 回日本外科学会について ピクチャーテルを利用した手術に対する患者の同意書 川崎病院がピクチャーテルを購入した理由の分かる文書 川崎病院のピクチャーテルを日本外科学会にて利用する際の川崎市への申請書及び許可書 外科手術のトレーニングをする必要を判断した文書 ピクチャーテルを利用した際の回線使用料の取扱いの分かる文書に関する公文書」の写しの交付請求を行った。

(2)本件請求に対し、実施機関は、平成12年5月26日付け公文書閲覧等請求拒否通知書により、不服申立人に対し当該文書のうち、
、
、
について文書不存在により閲覧等請求の拒否処分を
の文書については、条例第7条第1項第1号（個人情報）を根拠として一部公開処分を
については、全部承諾処分を行った。

そこで、不服申立人が非公開部分の公開を求めて、同年7月21日付け異議申し立てを行ったのが本件不服申立て（当審査会諮問第100号事件）である。

3 不服申立人の主張要旨

平成12年7月21日付けの不服申立人の異議申立書、及び13年9月5日付けの不服申立人の意見書によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

(1)市立川崎病院の土地建物も病院内にあるものはすべて川崎市の財産であるので、病院内への機器の持込については川崎市への申請及び許可が必要である。

(2)インフォームド・コンセントについても定着を図っていく義務が川崎市にあるが、今回川崎病院は手術の事実をインターネットにニュースとして送付するなどしており、患者の情報を漏洩している。

(3)同意書には遠隔支援システムを使用しなくても通常の手術を行うことができるにもかかわらず、遠隔支援システムを使用しておりこのことは遠隔支援システムの実験あるいは試験、高いトレーニング方法としての実施を目的としたものと考えられるので、病院内で必要であると判断した検討文書がないのはおかしい。

4 実施機関の主張要旨

平成12年11月20日付けの実施機関の処分理由説明書、及び平成13年11月13日実

施の実施機関からの説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

遠隔医療協力モデル事業は、大学から川崎市に協力の申入れがあり、これを受けて、川崎病院でシステムを実施することに合意し、遠隔医療協力に関する協定書及び覚書を締結した。

遠隔医療協力モデル事業によるシステムを利用する目的は、通常の手術と比較して、より安全的確な手術を実施することを可能にするためであって、申立人が主張するような「外科手術のトレーニング」をするためではない。

したがって、協定書や覚書、説明文書は存在するが、「外科手術のトレーニングをする必要を判断した文書（検討した文書）」に該当する文書は作成されていない。

5 審査会の判断

不服申立人は、実施機関に対して、平成 年 月 日に行われた第 回日本外科学会について、ピクチャーテルを利用した手術に対する患者の同意書、川崎病院がピクチャーテルを購入した理由の分かる文書、川崎病院のピクチャーテルを日本外科学会にて利用する際の川崎市への申請書及び許可書、外科手術のトレーニングをする必要を判断した文書（検討した文書）及びピクチャーテルを利用した際の回線使用料の取り扱いの分かる文書の公開を請求した。

これに対して、実施機関は、平成 12 年 5 月 26 日付けで、上記 及び について、川崎市立川崎病院（以下、「川崎病院」という。）でピクチャーテルを購入していないため請求に係る公文書は作成していない、 について、文書は作成していないという理由で拒否処分を行い（12川健病第259号の2）、また、 については患者の氏名等を非公開とする一部承諾処分（12川健病第259号）、 については全部承諾処分を行った。

これに対して、不服申立人から、平成 12 年 7 月 21 日付けの異議申立書が提出された（平成 12 年 7 月 25 日受理）。不服申立人の異議申立書に記載された異議申立の「趣旨」が明らかではないが、上記 の一部承諾処分、及び の拒否処分の取り消しを求めるものと解される。

上記 の請求文書について、実施機関は、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する（川崎市情報公開条例第7条第1項第1号）として、患者本人の氏名、印影及び手術名、患者家族の氏名及び印影を非公開とし、その他の部分を開示した。

この判断については、実施機関が非公開とした患者本人の氏名、印影及び手術名及び患者家族の氏名及び印影の部分は個人が識別される情報であり、これを非公開とした処分は妥当である。

上記 及び の請求文書については、実施機関は不存在を理由として拒否処分をした。上記 の請求文書について不存在とした理由について、実施機関の処分理由説明書によれば、川崎病院においては、ピクチャーテルを購入していないのでそもそも公文書が存在しないというものであり、遠隔医療協力モデル事業（以下、「本事業」という。）は、 大学医学部と 株式会社の費用負担の下で、環境設備を整わせることとされている（平成11年9月14日付け「病々連携ネットワークシステム」に関する覚書第10条）ので、川崎病院が購入したとする不服申立人の主張は前提を欠いている。

また、不服申立人の主張するように、平成 年 月 日に行われた第 回日本外科学会において、学会会場と 大学附属病院、川崎病院及び

Medical Centerを専用回線で結んで学会報告が行われたとしても、川崎病院内への機器の持ち込みについて川崎市への持ち込み申請及び許可がなされた事実はない。さらに、上記 の請求文書については、実施機関によれば、本事業は「外科手術のトレーニング」をするためのものではないとして、不存在を理由とする拒否処分をしている。これについて不服申立人は、「同意書」に「必要かつ十分な経験と知識を有しており、遠隔支援システムを利用しなくても、通常の手術を行うことができる」とあることから、外科手術のトレーニングを目的とするものというが、「病々連携ネットワークシステム」に関する覚書添付の別紙「説明書」にもあるとおり、遠隔手術支援システムは、より安全で的確な手術を実施する目的であることは明らかであり、執刀する担当医の外科手術のトレーニングを目的とするものであるとの不服申立人の理解は独自のものであると言わざるを得ない。よって、実施機関の処分はこの点においても妥当である。

以上、実施機関の判断は妥当と考える。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	高岡	香
委員	多賀谷	一照
委員	福江	裕幸
委員	安富	潔